

安田女子大学早期卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安田女子大学学則第11条第3項に基づき、安田女子大学（以下「本学」という。）の早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の要件)

第2条 早期卒業が認められる者（薬学部を除く。）は、2年次前期終了時に早期卒業に関する申請手続を行い、3年次後期終了時において、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 本学大学院へ進学する意志が確固であり、指定の大学院入学試験に合格していること。
- (2) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。
- (3) 修学態度・人格とも優秀であること。
- (4) 累計GPAが3.3以上であること。
- (5) 卒業に必要な単位を全て修得していること。
- (6) 所属する学部が定める早期卒業に関する条件を満たしていること。

2 学部における早期卒業に関する条件は、学部教授会の意見を聴いて学長が定めることとする。

(申請資格)

第3条 早期卒業の対象となる学生（薬学部を除く。）は、2年次前期終了時において累計GPAが3.3以上であること。ただし、休学、編入学、転学部転学科及び再入学した学生は、早期卒業の対象とならない。

2 前項に定めるもののほか、学部においてさらに申請資格等が必要な場合は、学部教授会において定めることができる。

(申請手続、認定及び学修指導)

第4条 早期卒業を希望する者は、2年次前期終了後の所定の期日までに、所定の書類を添えて、チューターに申し出るものとする。

- 2 チューターは、学部長及び学科長に報告し、前項の申請書を教学部教務課に提出するものとする。
- 3 早期卒業候補者の適格認定は、第3条の申請資格に基づいて当該学部の学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 4 前項により早期卒業候補者適格認定を受けた学生に対し、学部が定める履修規程にかかわらず、適切な学修指導を行い、上級学年に配当されている科目を履修させることができる。
- 5 第3項により早期卒業候補者適格認定を受けた学生が、認定後に成績不良等の理由により著しく適格性を欠いた場合、学部教授会の議を経て、早期卒業候補者適格認定を取り消すものとする。

(認定の取り下げ)

第5条 早期卒業候補者適格認定を取り下げる者は、所定の書類を添えて、チューターに申し出るものとする。

- 2 チューターは、学部長及び学科長に報告し、前項の書類を教学部教務課に提出するものとする。
- 3 早期卒業候補者適格認定の取り下げについては、学部教授会で報告することとする。

(早期卒業の判定)

第6条 早期卒業の判定は、第2条の要件に基づいて当該学部の学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(早期卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(事務)

第8条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。